安全の手引き

平成31年2月 在エジプト日本国大使館

所在地: 81 Corniche El Nile Street, Maadi, Cairo, Egypt

電 話:02-2528-5910 (閉館時:つながった後に「123」でオペレーター対応)

(日本から電話する場合は、国番号20の後、2-2528-5910)

メール: ryoji@ca. mofa. go. jp

| | •/ |
|---|-------------|
| _ | <i>:1</i> / |
| | |

| H | <u> </u> |
|-------------------|-----------------------------|
| I はじめに | Ⅲ 緊急事態対処マニュアル |
| 1 近年のエジプト情勢 ・・・ 1 | 1 平素の心構えと準備 ・・・・ 11 |
| 2 犯罪発生状況 ・・・・・ 2 | 2 緊急時の行動(一般商業便に搭乗可 |
| | 能な期間) ・・・・・・ 11 |
| Ⅱ トラブル予防のために | 3 緊急時の行動(一般商業便に搭乗困 |
| 1 心構え ・・・・・・・ 2 | 難な場合) ・・・・・・ 12 |
| 2 基本の安全対策 ・・・・・ 2 | 4 チェックリスト ・・・・・ 13 |
| 3 具体的な犯罪の態様・・・・ 7 | |
| 4 警察への届出 ・・・・・・ 8 | IV 参考資料 · · · · · · · · 1 4 |
| 5 国際離婚と親権 ・・・・・ 8 | ○緊急連絡先 |
| 6 テロ情勢等 ・・・・・・ 9 | 〇非常時のアラビア語 |
| 7 その他 ・・・・・・・ 9 | 〇安全対策の資料 |

在エジプト日本大使館では、各種事件・事故の予防や二次被害防止のための注意喚起を電子メールで在留届、たびレジ登録者に送信しています。

【3か月以上滞在される方は、忘れずに「在留届」を提出ください。】

- 〇エジプト到着後直ちに当館に「在留届」を提出ください。
 - (https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet でオンライン手続き可能です)
- 〇日本への帰国、国内外への転居、連絡先に変更がある際は、変更手続きください。上記サイトでのオンライン手続きに加えて、電子メールで当館に連絡いただいても対応可能です(電子メール宛先:ryoji@ca.mofa.go.jp)。
- ○当館電子メールの送信先として、同居家族のアドレスも登録できます。

【3か月未満の短期滞在の方は、忘れずに「たびレジ」に登録してください】

- 〇エジプト到着前から登録可能です。
 - (https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/で手続きください)
- ○当館電子メール送信先として、家族・同僚などのアドレスも登録できます。

I はじめに

在エジプト日本大使館は、日本人の皆様の安全対策を最優先に取り組んで参ります。 皆様ご自身も、当地が外国であり、文化や習慣が決して日本と同じではないというこ とを十分認識され、油断することなく、常に安全にご留意ください。この「安全の手引 き」は、皆様がエジプトで生活する上で、自らの安全を自分で守るために有用と思われ る各種情報をまとめたものです。この手引きが、少しでも皆様にお役に立てれば幸いで す。

1 近年のエジプト情勢

- (1) 2011年1月25日に大規模デモが発生した後、デモとそれに伴う衝突で社会・治安状況が急速に不安定化し、2月11日にムバラク大統領が辞任しました。 この間、警察・治安機関の脆弱化、外出禁止令、携帯電話・インターネットの遮断、ガソリンスタンドなどの閉店、商業フライトの運休などが起こりました。
- (2)上記政変後、選挙を通じて上下院の第一党となったムスリム同胞団系の自由と公正党の大統領候補として当選、2012年6月に就任したムルスィー大統領は、就任一周年を機に起こった大規模デモ後、2013年7月に軍の介入を受けて解任されました。その後も、暫定政府反対派と治安部隊や同支持派との間でのデモ、衝突、またテロが続発しました。
- (3) 2014年6月のエルシーシ大統領の就任以後,2015年秋の議会選挙の実施(自由と公正党は2014年8月に非合法化)や治安対策の強化などに伴い, デモ及びそれに伴う衝突は減少しています。同大統領は,2018年3月に再選されました。
- (4) 一方、軍・警察・司法当局、コプト・キリスト教徒及びこれらの関係施設などを目標としたテロ事件が断続的に発生しています。2018年12月にはベトナム人観光客が犠牲となるテロ事件、2019年2月にはカイロ市内及びカイロ近郊で爆発事案がありました。
- (5) 2017年4月のアレキサンドリアとタンタのコプト・キリスト教会での自爆 テロ事件を受け、エジプト政府は非常事態宣言を発出し、同宣言は現在まで継続 しています(3ヶ月ごとに切れ目なく発出)。

また、2017年11月に起きたシナイ半島北部のモスクでのテロ事件を受け、エジプト政府は2018年2月からテロリスト掃討作戦「シナイ2018」を開始しました。テロリスト掃討作戦は、シナイ半島だけでなく、西方砂漠を始めとする各地で行われています。

(6) 上記のテロ事件などの発生に加えて、二つの政変で警察・治安機関が脆弱化した時期に武器が拡散したことなどにより、近年は、一般犯罪や個人・家族間の紛争に銃や爆発物が使われるようになっています。また、政変期以降の社会経済情勢に伴い、各種犯罪が増えている傾向が見られます(2015年時点の貧困率(月収482LE/人以下)は27.8%。2016-2018年のインフレ率は64.5%)。

2 犯罪発生状況

(1)件数:2012年分以降は正式な統計が発表されていないため比較は困難ですが、犯罪が 2011年の政変を期に急増したことが認められます。(参考:2017年の日本における犯罪認知件数は殺人920件、強盗1、852件)

ア 殺人「出典 2009-2012 年: UNDOC. 2.014 年.2017 年: 内務省ソースの国内報道]

| | • | , , | · / · · · | | |
|--------|--------|--------|-----------|--------|--------|
| 2009 年 | 2010 年 | 2011年 | 2012 年 | 2014 年 | 2017 年 |
| 912 | 1, 839 | 2, 703 | 2, 207 | 2, 890 | 1, 360 |

イ 強盗[出典 2009-2012 年: UNDOC, 2,014 年,2017 年:内務省ソースの国内報道]

| 2009 年 | 2010年 | 2011 年 | 2014 年 | 2017 年 |
|--------|-------|--------|--------|--------|
| 732 | 694 | 2, 673 | 2, 107 | 925 |

ウ 誘拐[出典 2009-2011 年: UNDOC, 2,014 年,2017 年:内務省ソースの国内報道]

| 2009 年 | 2010 年 | 2011 年 | 2014 年 | 2017 年 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 70 | 93 | 273 | 431 | 160 |

工 銃器未登録関係 (出典 2018年国内報道)

128,749件(うち拳銃 66,164件,小銃 20,550件,銃密造:451件)

(2)内容

ア 2011年の政変以前は少なかった,銃器を使用した犯罪,自動車強盗(カージャック), 住居侵入盗,誘拐といった犯罪が増加。

イ 政変以前からあった,すり,置き引き,詐欺は以前以上に多発していると見られる。

Ⅱ トラブル予防のために

1 心構え

- (1) 「自分の身は自分で守る」:「ここは日本ではない」ことを想起し、自分と家族の安全は自分達全員で守るとの高いレベルの意識が極めて重要です。何かあった時にどうするかについて、普段からご家族で相談してください。
- (2) 「**予防こそが最良の危機管理」**: 予防に努力を惜しまないことが肝要です。その上で、常に最悪の事態を想定し、物心両面の準備を万全にする必要があります。
- (3) 「**目立たない」, 「行動のパターン化を避ける」, 「用心を怠らない」**:海外で安全に生活するための3原則です。現地の文化, 風俗, 価値観を十分考慮し, 「郷に入っては郷に従え」の精神が重要です。
- (4) 「**ネットワークを作る」**:在留邦人、隣人、職場など様々な形で情報や援助を得られるネットワーク作りを心掛けることが大切です。

2 基本の安全対策

安全対策に「これで十分」ということはありません。可能な限りの対策を講じてください。また、日々の生活の中で、たとえば外出時に施錠を忘れることもあり得ます。防 犯意識を持ち続けるようにしてください。

(1)情報の収集

- ア ロコミ:在留邦人、同僚、隣人、使用人などから。
- イ 現地の報道・SNS:新聞、ラジオ、テレビ、ウェブサイトなどの報道やSNS。ただし、事案発生直後は根拠の不確かな内容やフェイク・ニュースも流れる点に注意。アラビア語も Google 翻訳(アラビア語・英語など)で閲覧。
- ウ 日本の報道
- エ 大使館:電子メール,ウェブサイト

(2) 保険. 予防接種

- ア エジプトでの外国人向け医療費は安価ではありません。また、状況によっては先 進国などへの移送が必要な場合もあり得ます。クレジットカード付帯保険では補 償内容が不足する場合もあります。補償内容が十分でない場合は、他の保険への 追加加入も検討ください(国外への緊急移送は1千万円以上を要します。十分な 補償(治療費用保険金)かを確認ください)。
- イ 可能な限り、推奨されている予防接種を受けるようにしてください。

(3) 滞在先

| <u>(3) 滞任先</u> | |
|---|--|
| 形態 | 対策 |
| 7 | 対策 〇自室前まで第三者が入り込めないかを確認(敷地・建物入口の施錠,門番・警備,従業員の常駐の有無)。 ○建物入口から自室までの経路に十分な照明が点灯するかを確認。 ○地上階,2階,最上階は,外部からの侵入防止対策(ベランダ,窓の鉄格子など)があるかを確認(隣接する建物や樹木などとの位置関係によっては,その他の階も注意)。 ○門番・警備,隣人,使用人,従業員との関係に留意する(良好な関係を心がけるとともに,不在期間など必要以上の情報を伝えない)。 ○既設の錠前の鍵は,自分以外の第三者も持っているものとして行動。 ○不特定多数が閲覧可能なソーシャルメディアで(家族分を含む),長期間の外出の強する(外部から侵入可能な場合は窓も施錠)。 ○建物・自室出入りの際やエレベーター・階段を使う前に,不審な人物がいないかを確認。 ○建物・自室出入りの際やエレベーター・階段を使う前に,不審な人物がいないかを確認。 ○で室中は、チェーン錠・U字錠をかける。 ○インターホン、ドアスコープなどで、必ず相手を確認してからドアを開ける。 ○警察・保健当局手続きや保守などで入室を求められる場合は、ドアを開ける前に門番・警備または従業員の立ち会いを求める(門番などが信頼できない場合は開けないで、当館に連絡ください)。 ○緊急時の避難ルートを確認。 ○既存部分に構造物を継ぎ足した建物に注意(倒壊などの危険性あ |
| | り)。 |

| アパート | 〇入居に際して、新しい錠前(ディンプル鍵のもの)に交換する。可 |
|------|---------------------------------|
| | 能な限り2種類の錠前を付ける。交換作業は、自分で、または自分 |
| | の直接監督下で実施する。 |
| | 〇鍵の管理を厳重にする。紛失の場合は新しい錠前に交換する。 |
| ホテル | 〇客室備え付け金庫内を含めて、外出時に貴重品は部屋に残さない。 |
| | 〇ドアが簡単に開かない工夫をする(ドアストッパーをドア下にかま |
| | す,旅行用補助錠を付けるなど)。 |
| | 〇同行者以外と客室をシェアする場合は、貴重品を身から離さない。 |

(3) 外出

| 全般 | 〇目立たない(華美な服装を避け、現金や貴重品を人前で見せないよ |
|-------|---|
| | うにする)。 |
| | ○行動のパターン化(毎日または特定曜日の同じ時間に自宅を出る・ |
| | 帰る、場所に行くなど)を避けて、時間、場所、経路を時々変える。 |
| | ○外出前に、家族などと移動先、帰宅予定時間を共有する。 |
| | 〇外出時には、身分証明書(パスポートまたはコピー)を携行する。 |
| | ○夜間、早朝の単独行動、女性だけの行動を避ける。 |
| | ○後間、平朝の単独行動、文臣だけの行動を避ける。 ○通行量の少ない道路での移動を避ける。 |
| | 〇口の閉まらないバッグに貴重品を入れない。 |
| | |
| | 〇歩きスマホ(通話を含む)をしない。 |
| | ○人混みではスリや痴漢行為に注意。 ○大家なよ物、見知には、大路はスノにざいてまれた。 にんの辛味な |
| | ○不審な人物, 見知らぬ人を避ける(近づいてきたら, 近くの商店な |
| | とに助けを求める、大声で助けを求める)。 |
| | 〇相手が凶器を所持している場合や多数の場合は、抵抗せず、生命、 |
| | 身体の安全を最優先する。 |
| | 〇野犬に注意(2019 年議会での農業大臣発言によれば、野犬は 1, 5 |
| | 00万匹,野犬にかまれた人数は48万人/年)。 |
| | 〇自分が徒歩, 運転のいずれの場合も, 他の車, 歩行者ともに交通ル |
| 交通マナー | |
| 道路事情 | リーの逆走、信号無視、夜間の無灯火運転、車・歩行者双方の横断 |
| | 歩道の無視、歩行者による高速道路の横断などにとどまらず、想像 |
| | を超えた行動がある)。 |
| | 〇歩道、車道ともに整備不良(穴、隆起、駐車車両、ゴミ、堆積した |
| | 砂など)。 |
| | ※自動車の強制保険の対人賠償額は4万エジプト・ポンド(約24万 |
| | 円)。任意保険の加入率は非常に低い。判例によると、高額の対人 |
| | 賠償が認められた場合でも7千米ドル程度の模様。 |
| 徒歩 | 〇高額なもの(スマートフォンを含む)は露出させずにバッグにしま |
| | う(ポケットからは、抜かれる可能性が高い)。 |
| | 〇バッグはたすきがけにせず、体の前で持つ。 |
| | 〇バッグは車道と反対側に持つ。 |
| | 〇つけてくる人, バイク, トゥクトゥクがないか注意。音や気配を感 |
| | じたら振り返る。 |
| | 〇歩きスマホ, イヤホンでの音楽鑑賞は, 防犯だけでなく, 交通安全 |

徒歩 の観点からもしない。 〇路上でスマートフォンを使う場合は、ひったくられにくい場所で (背後に壁がある、車道から離れている、多少の人通りなど)。 〇バッグをひったくられそうになった際は大声で助けを求める(アラ ビア語で泥棒は「ハラーミー(Harami)」だが、何語でも)。一方で、 けがをしないように無理な抵抗はしない。 公共交通 「全般] ○公的機関、大手バス会社が運行する鉄道、地下鉄、バス、ミニバス 機関 の運行は、個人事業者経営の下記車両との比較においては悪くない が、鉄道や船舶を含めて大規模事故が散発している。 〇スリや痴漢行為に注意。 〇ツアー、グループで行動する場合も、貴重品は自分で管理。 〇シートベルトがある場合は必ず着用する。 ※いずれの交通手段も、事故の際に補償があったとしても低額(2019 年3月のラムセス駅での火災に際する遺族への補償額は1家族当た り8万エジプト・ポンド(約48万円))。 「マイクロバス(セルビス)] 個人事業者 による移動 | 〇特に中長距離移動での利用は、よく検討のこと(ほぼ毎週、幹線道 路を移動中のバス、マイクロバスの大事故が報道されている。考え 手段の提供 られる原因は、無謀運転、速度超過、整備不良、過積載、運転手の 長時間労働・薬物使用など。) 「タクシー] 〇声をかけてきたタクシーは極力利用しない。 ○後部座席に座る。 〇貴重品はトランクに入れず、携行する。 ○運転手に車両トラブルと告げられ一時降車を求められる場合は、運 転手の降車を確認後に降車する。 ○相乗りは拒否する(相乗りされた場合は降車)。 [ライドシェアサービス] ○運転手が Uber 社や Careem 社に登録されていることで一定の抑止効 果はあると考えられるが、タクシー利用の注意に準ずる形で警戒を 怠らない。 「トゥクトゥク] ○車両登録、運転免許の制度が未徹底であることを踏まえて、利用は よく検討のこと。 〇車両の構造上, 短距離以外の移動, 交通量の多い道路の通行が見込 まれる場合はリスクが非常に高いことに注意。 〇定期的な給油、整備を行う。 自家用車 〇乗車時に周囲に注意する。 ○乗車中はドアをロックし、窓を閉める。 〇乗車中は必ずシートベルトを締める。 ○車を離れる際は、短時間でも窓を閉め、ドアをロックする。

| 自家用車 | 〇管理者のいる場所に駐車する。 〇駐車車両に貴重品、貴重品があるように見えるもの(バッグなど) を残さない。 |
|------|--|
| | [事故の場合] 〇安全な状況が確認されるまで降車しない(ゆっくりと人通りの多い場所に移動した後に降車など。ただし、危険を感じる場合は速やかに警察官のいる場所に移動した後、事故を届け出る)。 |
| 飲酒 | 〇アルコールを提供するレストラン,ホテルなど以外の場所(路上,公共の場所)での飲酒を避けること。 |

(4) 詐欺

| 政府手続き | 〇手続は正規に行い,不適当な口利きの誘いは受けない。 |
|-------|---------------------------------|
| 関係者を装 | 〇相手の身分証や所属などを十分確認する(自分の語学力で確認でき |
| う | ない場合は、知人を同行して出直すことを考える)。 |
| 警察の捜査 | 〇身分証明書の提示を求める。 |
| を装う | 〇所持品を相手に近づけない。 |
| | 〇相手が車両利用の場合は、ナンバーを控える。 |
| | 〇周囲の人に通訳の協力を求める。 |
| 自室の点検 | 〇ドアを開ける前に門番・警備、ホテルの場合は従業員の立ち会いを |
| を装う | 求める。 |
| 営業実態を | 〇携帯電話が唯一の連絡手段となっているところは避ける。 |
| 偽る | ○営業資格、営業実態、事務所の所在・継続性を確認する。 |
| | 〇口コミを含めて情報を事前入手し、信頼がおけるかを確認。 |
| 検査代行者 | ○事前に経験者などから情報を入手し、信頼がおけるかを確認。 |
| を装う(証 | 〇当該証明書の発行権限を持つ機関に照会する。 |
| 明の偽造) | |

(5) テロ

- 〇最新の治安情勢の入手に努める。
- ○軍・警察・司法などの政府関係機関の施設や車両,主要インフラ施設,治安当局が立ち入り規制している場所などには近づかないようにする。
- ○常に周囲の状況に注意を払い、騒ぎや急な人だかりなどの不審な状況、不審な物・人物を察知したら、速やかにその場を離れるなど安全確保に十分注意する。観光施設、公共交通機関、教会、モスクなどの外国人を含めた不特定多数の人が集まる場所を訪れる際には、特に注意を払う。

(6)地方

主要都市以外は警察官の配置数が少なく、警察官による事件現場への臨場が困難です。

- 〇地方訪問の際は、より一層の安全対策に努め、移動先や到着予定時間を家族など に伝えた上で、各移動先に到着後、家族などに到着を伝える。
- 〇現地での緊急時の連絡先を確認する。
- ○都市と比べて地方が安全とは限らないことに注意。

(7)薬物犯罪

エジプトでは、覚せい剤等の薬物に関する犯罪に対して、死刑を含む厳しい刑罰を設けています。

- ○薬物には絶対に手を出さない。
- ○見知らぬ人からの荷物、中身の不明な他人の荷物は預からない。

3 具体的な犯罪の態様

(1) 女性に対するハラスメント, 犯罪

- ○外国人だけでなく、エジプト人女性多数も声をかけられる、体を触られる、追いかけられるなどの被害に遭い社会問題となっているが、男性が同行していない外国人女性が特に狙われる傾向がある。
- 〇時間帯や場所を問わずに起きているが、深夜、早朝、人気のない場所ではハラスメント以上の犯罪になる可能性があることに注意。
- ○薄着がハラスメントの原因ではない。しかし、犯人が薄着の女性を狙う傾向がある点に留意。

(2)窃盗,強盗

| 置引き | ○空港,ホテルロビー,レストラン,博物館の中庭などの不特定多数 |
|-------|---------------------------------|
| | が出入りする場所,また,鉄道や長距離バスで被害。 |
| 車上狙い | 〇駐車時間の長短を問わず、路上駐車の場合に多く発生。 |
| スリ | 〇背中にチョコレートがついていると言って来た犯人にズボンのポ |
| | ケットから財布を抜き取る。 |
| | 〇刃物でバッグを切り裂かれて財布を盗まれる。 |
| | 〇子どもに囲まれ話しかけられた際に所持品をすられる。 |
| | 〇写真撮影中や買物中、バッグから所持品を抜き取られる。 |
| ひったくり | ○歩行中、後方から近づいてきたオートバイ、トゥクトゥクがバッグ |
| | をひったくり。 |
| | 〇立ち止まって携帯電話を使用中に、携帯電話を奪われる。 |
| 偽警察官 | 〇捜査と称して所持品検査を行い、現金、携帯電話などを抜き取る。 |
| | 〇路上での飲酒取り締まりを装い,現金,携帯電話などを没収する。 |
| 路上強盗 | 〇前方から来た男が、被害者の手をつかみ、片足を踏んで動きを封じ |
| | 込めた上で金銭等を要求。 |
| | Oストリートチルドレンの物乞いを断ったところ殴打される。 |
| タクシー | ○タクシー運転手による強盗。 |
| での強盗 | 〇降車したところ、トランクに入れた荷物を持ち逃げされる。 |

| カー | ○運転車両が後続車両に接触されたので、状況確認のため降車したと |
|------|---------------------------------|
| ジャック | ころ、後続車両の同乗者に車を奪われる。 |
| | 〇不審車両が執拗に運転車両を追跡。 |

(3) 詐欺

| ビザ手続 | 〇入国管理事務所でビザ関係の申請を行って窓口を離れたところ、数 |
|-------|-------------------------------------|
| | 日かかる手続を即日で終わらせるとの誘いを受け、指定の現金を渡 |
| | したところ、犯人が姿を消す。 |
| 住居の点検 | 〇アラビア語の書類、身分証を提示した犯人が、配水管清掃や消毒作 |
| | 業を行った後、高額料金を要求。 |
| ペットの | 〇前払いで証明書費用を支払ったところ, 証明書が届かず, 連絡先 (携 |
| 輸出手続 | 帯電話)は不通となる。 |
| | (短期間で移転を繰り返し、同様手口を重ねる) |
| | 〇動物病院が検査結果証明書を偽造。 |

(4)誘拐

2011年以降、身代金目的の誘拐事件発生が時折報じられています。また、2015年7月にクロアチア人が誘拐され、その後殺害された事案も発生しています。これまで日本人が被害に遭った報告例はありませんが、注意を払うことが重要です。

4 警察への届出

| 全般 | 〇残念ながら、強盗などの重犯罪以外については、十分な対応が行われないことがある。 |
|------|--|
| 犯罪被害 | 〇被害にあったら、すぐに事件発生地を管轄する警察に届出する。 〇アラビア語のみを解する警察官が多いので、信用できるエジプト人 に同行を依頼して届出を行うことを推奨。 |
| | [在エジプト日本大使館] 〇お気軽にご相談ください(助言などが可能な場合があります)。 〇情報提供をお願いいたします(他の日本人の方が同様の被害に遭わないよう,個人情報が明らかにならない形で情報をまとめて,本手引きなどに掲載します)。 |
| 交通事故 | ○エジプト人は、軽い接触は事故と考えない傾向がある点に留意。○可能な限り、相手の車両情報(番号、車種)、運転手情報(氏名、連絡先)を記録。○警察に届出を行い、ポリス・レポートを入手(保険手続に加えて、不当な刑事罰を科せられないために必要)。 |

5 国際離婚と親権

国際結婚をされた多くの方が幸せな生活を送られていますが、いろいろな理由から離婚に至るケースもあります。その際の手続きで多くの時間や費用を費やす場合や、子の親権を巡って訴訟に発展する場合もあります。

- 〇エジプトでは、裁判所の決定で監護権がない親が国外に未成年の子を連れ出すことは刑事罰の対象となる可能性がある。
- 〇エジプトでは、監護権を持つ親が、未成年の子の出国を禁じる措置を講じることができる。
- ○欧米諸国を始めとして、未成年の子が親に同行する場合でも、もう一方の親の同意が必要となる場合がある(もう一方の親の同意書がないと飛行機に搭乗できない、入国できない場合もある)。
- ※未成年の子が日本の旅券を申請する際、両親双方の合意確認を行っています(申請書の法定代理人署名欄への署名に併せて、もう一方の親権者が作成(自署)した旅券申請同意書の提出が必要)。

6 最近のテロ情勢

- (1) 軍・警察・司法当局、コプト・キリスト教徒及びこれらの関係施設などを目標と したテロ事件が2018年以降は以下のとおり発生しています。
 - 1月 ギザ県でのコプト教徒襲撃事件
 - 3月 アレキサンドリア市内での同県警察本部長暗殺未遂事件
 - 8月 カリュービーヤ県のコプト・キリスト教会付近での自爆事件
 - 9月 カイロ市内ガーデンシティ地区アメリカ大使館付近での発煙事件
 - 11月 ミニヤ県コプト・キリスト教会修道院訪問の復路の同教徒襲撃事件
 - 12月 ギザ県ピラミッドエリア周辺での爆発事件(ベトナム人観光客等が犠牲)

2019年

- 2月 カイロ市内イスラム地区での治安当局が追跡中の犯人の自爆事件
- (2) 2017年4月のアレキサンドリアとタンタのコプト・キリスト教会での自爆テロ事件を受け、エジプト政府は非常事態宣言を出し、同宣言は現在まで継続しています(3ヶ月ごとに切れ目なく発出)。

また、2017年11月に起きたシナイ半島北部のモスクでのテロ事件を受け、エジプト政府は2018年2月から、テロリスト掃討作戦「シナイ2018」を開始しました。テロリスト掃討作戦は、リビア国境を始めとする各地で行われています。

7 その他

(1) 入国ビザ

| ビザの要否 | 日本とエジプトの間にはビザ免除の取極めが無いため、エジプトの入 |
|-------|---------------------------------|
| | 国にはビザの取得が必要。 |
| ビザの取得 | 〇事前に海外のエジプト大使館で取得 |

| ビザの取得 | 〇カイロ空港などへの到着時に取得(滞在可能な期間: 1か月, 手数 |
|--------|-------------------------------------|
| | 料:25米ドル(現金) 2019年2月現在) |
| e-Visa | 〇オンライン上で申請,クレジットカードで支払いを行う e-Visa も |
| | 導入されている。制度を確認の上、各自の責任で使用の有無を決断 |
| | のこと(概要:入国7日前に手続きを終了し、電子メールで交付さ |
| | れたビザを印刷し、入国時に提示) |
| 外交・公用 | 〇外交·公用旅券所持者は、入国目的に関わらず、空港到着時のビザ |
| 旅券所持者 | 取得はできない。シャルム・エル・シェイク空港でシナイ半島のみ |
| | 有効な滞在許可も下りない。日本または居住国などでビザを事前に |
| | 取得のこと。 |
| シナイ半島 | 〇シャルム・エル・シェイク空港では、到着時にシナイ半島のみ有効 |
| 滞在許可 | な15日間の滞在許可が出る。 |
| | ※ただし、その後、カイロなどに移動する場合は、同空港でビザを取 |
| | 得する必要がある。 |
| | 【重要】シナイ半島では、アカバ湾に面したダハブからシャルム・エ |
| | ル・シェイクまでの沿岸地域を除き、レベル3の海外危険情報(渡航 |
| | は止めてください)が発出。上記レベル3の地域に入ることになるの |
| | で、イスラエルからの陸路入国は行わないこと。 |
| 長期滞在者 | 既に取得済みの滞在許可、再入国ビザの有効期限に注意。 |

(3)写真撮影禁止場所

- 〇エジプトでは、軍関連施設・装備の写真撮影が禁止。
- ○軍だけでなく、警察施設や政府施設の警備状況の写真撮影も控える。
- 〇以上の施設・装備は市街地にも多くあるので、注意が必要。街頭の軍装甲車の写真を撮影し、当局に拘束、強制退去させられた例もある。
- 〇撮影が許されている観光地でも、人を被写体として撮影する場合は、対象者の事前了承を得ることがトラブル防止になる。

(4) 古美術品などの持ち出し

- ○文化財(特に古美術品,遺跡からの出土品等)及び一部の化石の国外持ち出しは 厳しく制限されている。これらを持ち出す場合は、考古庁から営業許可を受けた 古美術商から購入、出国時に古美術証明を税関に提出する必要あり。
- 〇古銭 (現在流通していない 20 世紀の貨幣を含む場合あり) についても持ち出し制限がある。あらかじめ関係当局に規則を確認のこと。

(5) エジプト・ポンド及び外貨の持ち出し

〇エジプト国外への持ち出し及び国外から国内への持ち込みは、5,000エジプト・ポンド、外貨10,000米ドル相当に制限されている。

(6) 水の事故

〇世界的なダイビングリゾートのシャルム・エル・シェイク, ハルガダ等の紅海沿岸で, 外国人が溺れる事故や鮫による被害に遭う事故が発生。遊泳は決められた区域で, ダイビングは信頼できるガイド, インストラクターの下で行うなど, 安全に十分注意のこと。

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

緊急事態に備えて、普段からどういうことをしておくべきか、いざ事態が発生したときにどう対応するかなどについて、簡潔にご説明します。

ここでの「緊急事態」とは、テロや政変・騒乱、大規模事故といった皆さまの生命、 身体、財産に対する脅威を及ぼすおそれがあり得る事態を想定しています。

1 平素の心構えと準備

- (1) 事前の準備
 - ○国内外の家族と社内で、緊急時対応について予め話し合っておく。 (想定に対して、シミュレーションをする)
 - 〇在留届・たびレジに登録する。【表紙ページを参照】
 - 〇自宅・職場の備蓄品、非常用携行品を準備。【13ページのリストを参照】
- (2) 所在の明確化と緊急時の連絡方法の共有
 - 〇日頃から家族、同僚・知人に対して自分の所在や予定を明らかにする。
 - ○緊急連絡先を家族、同僚・知人と共有する。
 - ○電話で連絡が取れない場合の対応(集合場所など)を共有する。
- (3) 一時避難場所の選定
 - 〇勤務先, 通勤途上, 自宅のそれぞれの場合について, 想定される事態に応じて, 一時避難場所(避難部屋)を検討する。
- (4)移動手段の備え
 - 〇飛行機のチケットがすぐに購入できる旅行会社を確認する。
 - ○車を所有の場合は、こまめに給油し、満タンにしておく。
 - ○車が使用できない場合の交通手段、経路を確認する。
- (5)情報の入手
 - 〇日頃から、ロコミのネットワーク (邦人、同僚、隣人、使用人), 現地の報道 ・SNS、日本の報道などからエジプトの情勢に関する情報を入手する。
 - ○大使館から電子メールが受け取れることを確認する。大使館ウェブサイトの掲載内容を確認する。海外安全ホームページのサイトを確認する。

2 緊急時の行動(一般商業便に搭乗が可能な期間)

- (1) 大使館の取り組み
 - ○情報の伝達:大使館からの電子メール、大使館ウェブサイト、外務省海外安全ホームページで、情勢や邦人の皆さまに取っていただきたい行動について伝達。
 - 〇安否確認:緊急事態の場合は,在留邦人,短期渡航者の皆さまからも積極的に 大使館に所在,連絡先を連絡。
 - ※国外退避,また国内一時退避で通常と異なる場所に滞在の場合も連絡。 【大使館への連絡が困難な場合は、外務省海外邦人安全課に連絡。】
 - ○邦人援護:被害に遭った場合、避難困難な場合は、大使館に連絡。
- (2)情報の把握
 - 〇平静を保ち、構築してきたネットワーク、情報入手方法で情報を把握。
 - ○流言飛語や群集心理に巻き込まれず、冷静に情報を取捨選択。

【電話、インターネット不通の場合の情勢の把握(日本語)】

- 〇大使館緊急 F M 放送: 9 O. 2 MHz (緊急時のみ) (大使館から半径約 20km が受信圏内)
- ONHK ワールド Japan (テレビ):受信方法をウェブサイトで確認ください。
- ONHK ワールド・ラジオ日本(短波ラジオ):年2回周波数が変更。放送時間(エジプト時間:05-07時,19-21時,21-23時)と共にウェブサイトで確認ください。

(2) 避難・待避のタイミング

- 〇一般商業便が運航している間に早めに国外に待避することが最良の安全対策 (特に家族同伴の場合)。
- 〇必要な場合は、自宅待機、または国内の一時避難場所に待避。
- (3) 大使館、邦人コミュニティとの情報共有
 - 〇邦人コミュニティで共有することが望ましい事柄(道路の封鎖など)は、自分の安全が確保された後、大使館に連絡(状況に応じて、大使館が適切な形で邦人コミュニティと共有)。

3 緊急時の行動(一般商業便が搭乗困難,渡航中止勧告・退避勧告発出の場合)

(1) 大使館の取り組み

- 〇情報の伝達:電子メール、ウェブサイトに加えて、緊急 F M 放送、NHK ワールド Japan (テレビ)、NHK ワールド・ラジオ日本(短波ラジオ)で情報を伝達。
- 〇安否確認:引き続き、在留邦人、短期渡航者の皆さまの所在を確認。
- 〇邦人援護:被害に遭った場合,避難困難な場合は、大使館に連絡。
- 〇渡航中止勧告・退避勧告:治安や生活環境が極度に悪化の場合,大使館から, 「渡航中止勧告」(国外退避を促す)または「退避勧告」(国外退避を勧告) を発出。

(2) 国外への退避

- 〇一般商業便への搭乗可能な間に速やかに国外に退避。
- 〇一般商業便が予約困難,運行停止の場合,大使館はチャーター便(事後に片道 エコノミー正規料金の支払いが必要)などの手配を検討。
- (3) 国外への退避手順

ア 緊急時避難先

- 〇状況に応じて、大使館より以下への集合を案内。 (各所在地、移動経路・手段を事前確認ください)
- ・大使館 (81 Corniche El Nile Street, Maadi, Cairo)
- 大使公邸 (5 Ahmed Pasha Street, Garden City, Cairo)
- ・日本人学校 (Nazlet El Batran El Ahram, Giza)
- ・日本人会事務所(7 Aziz Osman Street, 5th Floor Flat15, Zamalek, Cairo) ※緊急時避難先への経路に安全上の問題がある場合は、大使館に連絡。

イ 非常用備蓄品・携行品の携行

- ○緊急時避難先に集合後, しばらくの間, 同避難先で待機する必要がある場合に 備えて, 非常用備蓄品・携行品を可能な範囲で持参。
- 〇ただし、緊急時には生命、身体の安全を第一に考え、携行荷物は必要最小限に。

4 緊急事態に備えてのチェックリスト

| 【事前 | 前の備え】 |
|-----|---|
| | 緊急時対応についての話し合い、内容の情報共有をしているか。 |
| | 在留届・たびレジは最新情報か(家族,社員も大使館からメール受信しているか)。 |
| | 家族、同僚・知人に対して自分の所在や予定を共有しているか。 |
| | |
| 【非常 | 常用携行品(いつでも持ち出せるようバックパックに入れておく)】 |
| | パスポート(6か月以上の残存有効期間,余白ページが十分にある) |
| | 有効なエジプト滞在許可 |
| | 顔写真数枚(パスポートサイズ) |
| | 現金(エジプト・ポンド,米ドル),クレジットカード |
| | (10 日生活できるエジプト・ポンド、家族分のノーマル航空券購入可能な米ドル) |
| | 携帯電話・スマートフォンと充電器・予備バッテリー |
| | 書類(緊急連絡先や海外旅行保険など)と筆記用具 |
| | 衣類,着替え(長袖,長ズボン。動きやすく,吸湿性,耐暑性に富む素材) |
| | 靴(動きやすく,底の厚い頑丈なもの) |
| | 洗面用具(タオル、歯磨きセット、石鹸等) |
| | 水と食料(非常用備蓄品の中から無理なく持参できる量をあらかじめ準備。保温 |
| | 可能な水筒は有用) |
| | 医薬品(常用薬、絆創膏) |
| | 電池式ラジオ (少なくとも大使館 FM 放送受信可能なもの。 短波も受信できること |
| | が望ましい)と予備電池 |
| | その他(懐中電灯,ライター,ティッシュ,ナイフ,割箸など) |
| | 家族に応じた用品(乳児の場合の粉ミルク,紙おむつなど) |
| | |
| 【非常 | 常用備蓄品】(携行品と重複するものは記載していない) |
| | 水と食料(家族で 10 日間程度生活できる量の常温で長期保存可能なもの。ガス、 |
| | 電気が使用できないことも想定。) |
| | 医薬品(常備薬,外傷薬,消毒用石鹸,衛生綿,包帯など) |
| | その他(ローソク,マッチ,缶切り,紙食器,割り箸,固形燃料,簡単な炊事用 |
| | 具等 |
| | |
| 【自勇 | 加車】(日頃から整備)。 |
| | 燃料は常時十分入れておく。 |
| | 車内に懐中電灯、地図、ティッシュなど。 |
| X | 自動車を持たない場合、必要な時に同乗させてもらえるよう準備ください。 |

Ⅳ 参考資料

緊急連絡先等一覧

| 在エジプト | 所在地:81 Corniche El Nile Street, Maadi, Cairo, Egypt |
|-----------|---|
| 日本国大使館 | 電 話:02-2528-5910 (海外からは 20の後, 2-2528-5910) |
| | (閉館時:つながった後「123」でか゚レーターが対応) |
| | メール:ryoji@ca.mofa.go.jp |
| 大使館緊急FM放送 | 90.2MHz(電話回線が使用不能など,緊急時のみ放送) |
| 外務省 (東京) | 電 話:+81-3-3580-3311(外務省代表) |
| 海外邦人安全課 | +81-3-5501-8160(直通) |
| エジプト政府 | (オペレーターがアラビア語しか解さない場合が多い。) |
| | 警察:122(日本の110番に相当) |
| | 観光警察:126(観光地,ホテル等における被害等) |
| | 消 防: 180 救 急: 123 |
| 医療機関 | 大使館ウェブサイトで外国人利用が多い病院、専門医を紹介 |

非常時のアラビア語

| はい/よい(Good) | EYWA/KUWAYES | アイワ/クワイエス |
|---------------------|------------------|-----------------|
| いいえ/よくない(No good) | LAA/MESH KUWAYES | ラー/ムシュ・クワイエス |
| 問題ありません(No problem) | MAFISH MOSHKELA | マフィーシュ・ムシュケラ |
| あっちに行け(Go) | ROUH | ローフ |
| 待て(Wait) | ESTANNA | イスタンナ |
| 助けて | ELHAONI | エルハウニー |
| 泥棒だ | HARAMI | ハラーミー |
| 火事だ | HAREK | ハリーク |
| 警察官 | SHORTI | ショルティー |
| 日本大使館 | SEFARA AL YABAN | スィファーラ・アル・ヤーバーン |
| 警察署 | NOKTET SHORTA | ノクテト・ショルタ |
| 病院 | MOSTASHFA | ムスタシュファー |
| 空港 | MATAR | マタール |

安全対策の資料

| 在エジプト | https://www.eg.emb-japan.go.jp |
|------------|--------------------------------|
| 日本国大使館 | 上部:領事部からのお知らせ(安全対策基礎データ, 本資料) |
| | 下部:エジプト医療情報 |
| 外務省 | http://www.anzen.mofa.go.jp |
| 海外安全ホームページ | 国・地域別安全情報:エジプト(医療事情) |
| | 目的別:海外旅行,海外出張,海外留学,海外生活 |
| 外務省 | (全般) : 海外安全虎の巻 |
| 海外安全ホームページ | (赴任者向け):安全対策小読本 |
| PDF 版資料 | (リスク別) : ゴルゴ13の海外安全対策マニュアル |
| | :海外旅行のテロ・誘拐対策 |
| | :海外における脅迫・誘拐対策Q&A |
| | :爆弾テロ対策Q&A |
| | :CBRNテロ対策Q&A |